

議 事 運 営 規 則

（ 目 的 ）

第一条 この規則は大会・中央委員会の運営を円滑にする目的をもって定めるものであり、その他の会議もこの規則を準用する。

（ 司 会 者 ）

第二条 一．司会者は会議が成立して議長選挙が終るまでの運営にあたる。
二．司会者は執行委員会（大会・中央委員会）支部執行委員会（支部大会）のうちから一名がこれにあたる。

（ 資格審査および議事運営 ）

第三条 一．大会および中央委員会を開くにあたっては、資格審査委員会および議事運営委員会を設ける。
二．大会の資格審査委員会および議事運営委員会は執行部から各一名、代議員から各四名の委員で構成し、委員長を互選する。
三．中央委員会の資格審査委員会および議事運営委員会は執行部から各一名、各代議員から二名の委員で構成し、委員長を互選する。各委員は両委員を兼ねることができる。
四．資格審査委員会は出席代議員の資格を審査し、会議の成立について委員長が会議に報告する。
五．議事運営委員会は議事日程をきめ委員長が会議に報告する。また、修正案が出されたときは日程変更を含めて検討し、議事の進行を円滑にする。

（ 委 任 状 ）

第四条 委任状は出席構成員一人につき二通を認める。但し、採決に際しては認めない。

（ 議長および副議長 ）

第五条 一．大会、中央委員会は議長一名、副議長一名とし、その選出方法は、司会者が出席代議員、中央委員にはかってきめる。
二．議長は会議の運営と進行に責任をもち、副議長は議長を補佐する。
三．議長は大会、中央委員会の開会を宣言する。大会、中央委員会は議長が閉会を宣言するまでの間成立しているものとする。
四．議長は代議員、傍聴人のうちに会議の進行を妨げる者があるときは、会議にはかり、退場を命ずることができる。
五．可否同数のときは議長がきめる。
六．議長不信任の緊急動議が提出された場合は、当該議長が議長である場合は副議長が、副議長が議長の場合は議長がかわって、これを採択するかどうかを直ち

に会議にはからなければならない。

七．議長は議事の記録をとるために、会議の承認を得て、書記の任命および議事録著名人を指名する。

（議事録）

第六条 一．議事録は会議の種別毎に作り、次の事項を記録する。

1．会議の種類

2．会議の日時、場所

3．議長、書記の氏名、会議出席人員

4．報告事項の要点とその決定

5．すべての議題、動議とその決定および提出者の氏名と所属名

6．採決方法、投票のときの賛否の数

7．開会、閉会の時刻

8．議事録は会議終了後、議長、書記議事録著名人が確認署名する。

（議事）

第七条 一．議事は議長が開会を宣言してからはいる。

二．議長は議事日程にしたがい議案を順次議題とする。緊急議案が提出されたり、議事日程変更の動議が成立したときは、その順序を変更する。

（発言）

第八条 一．発言者は必ず議長の許可を受け、所属、氏名を告げなければならない。

二．発言はあらかじめ文書をもって通告するか、挙手によって意志表示をする。議長は原則として通告順に発言を許可する。

三．議長は必要と認めた場合、会議にはかつて発言時間を制限することができる。

四．発言権を有する者は誰でも議長の議事運営に対して質問または意志を述べることができる。

五．前項の質問または意見がでた場合、議長はこれに答弁または、これに応ずる適当な措置をとらなければならない。

六．議長は議案を説明するために提出者の発言を許可しなければならない。

七．議案の内容が簡単で周知されている場合は、会議にはかつて説明を省略することができる。

八．議案に対しては自由に質疑を行うことができる。提案者は十分に説明しなければならない。

（質疑の打ち切り）

第九条 一．議長は質疑が終ったと認めたとき、または質疑打ち切りの動議が成立したときに質疑を打切る。

（修正案）

第十条 一．議題となった議案に対して、修正案を提出することができる。

二．修正案の提出は、大会で十名以上、中央委員会では五名以上の賛成者がなければならない。

三．議長は修正案と原案と対等に取り扱い議題とする。

四．修正案が提出された場合、討論にさき立ち議長は提出者に提案の趣旨を説明するために発言を許可する。

(討 論)・

第十一条 一．討論の発言順序は原則として反対者を先にする。

二．議長は討論が終わったと認めたとき、または討論打切りの動議が成立したときは討論を打切る。

三．議案の内容が簡明であって討論を行わずとも可否の結論が明確である場合、または議案の成立が緊急を要する場合、議長は会議にはかつて討論を省略することができる。

(採 決)

第十二条 一．議案ならびに修正案の採決方法は、挙手、起立、無記名投票、記名投票、拍手とし、会議にはかつてそのいずれかに決定する。

二．議案の採決、選挙などを投票によって行うときは議長は会議にはかつて管理委員若干名を指名し、投票ならびに開票の管理にあたらせる。

三．採決を行う場合、原則として議長は資格審査委員会にただして、そのときの出席代議員の数を明確にし、採決中は何人でも会場に出入することができない。

四．採決を行う場合の順序は、その議案の成立に反対のものを先に行ない、次いで原案の趣旨より遠い修正案から順次原案の趣旨に近い修正案を採決し、最後に原案に対する採決をとる。

五．採決の結果は議長が会議に報告し、確認を得てから効力を発する。

六．賛否の票数が規約の規定に達しないで、会議の決定とならない場合は議長が会議にはかつて議案の処理をきめる。

(緊急動議)

第十三条 一．緊急動議は原則として議事進行に関する発言のみとする。

二．前項の動議が成立すれば、議長は大会にはかり過半数の賛否によって採決をきめる。

(弁 明)

第十四条 会議で組合員のことが問題となった場合、その本人の意志を代表する者は、議長の許可を得て発言できる。

(執 行 部)

第十五条 執行委員役員は各級機関において執行委員会の意志を述べることができる。

附 則

一．この規則の改廃は中央委員会以上の機関決定

による。

一．この規則は 1966 年 8 月 20 日より実施する。

附 則

この規則は 1973 年 8 月 25 日から適用する。